保護者 様

犬山市教育委員会

令和6年度 特別支援教育就学奨励費の申請について

犬山市では、市内小中学校に就学している障害のある児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、世帯の所得に応じて、学用品費や給食費などを援助する「特別支援教育就学奨励費」制度を行っています。

申請方法などの詳しい内容については、下記をご確認のうえ書類を提出してください。 また、ご不明な点がございましたら、犬山市教育委員会学校教育課までお問い合わせください。

記

1 対象者

- ・特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
- ・通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の保護者 ※詳細は、裏面をご確認ください。

2 申請方法

(1)申請書類

- ○全員提出が必要な書類(受給を辞退する場合も提出が必要です)
 - ・特別支援教育就学奨励費受給申請書兼辞退届

○添付書類(次に該当する方は、書類を提出してください)

対象者	必要となる書類	
通常学級に就学する児童生徒のうち、学 校教育法施行令第22条の3に規定する 障害の程度に該当する方	裏面の判定基準に応じて、必要書類を提出してください。	
令和6年1月2日以降に 犬山市へ転入した方	「令和6年度課税証明書」 ※前住所地の市町村で取得できます ※同一世帯で、令和5年1月~12月まで に収入のあった方全員分が必要です	

(2)申請期限

令和6年10月11日(金)

(3)申請先

就学する小中学校

現在犬山市では、令和6年度の後期分から特別支援教育就学奨励費の制度拡充を検討しています。詳細については、3ページをご覧ください。

申請書に通学方法に関する記入欄を設けましたので、ご記入くださいますようお願いします。

【参考】

特別支援教育就学奨励費の対象となる方

犬山市に住所があり、市内の小中学校に就学する児童生徒の保護者の方で、次のいずれかに該当する方。

- (1)特別支援学級に就学する児童生徒の保護者
- (2) 通常学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒の 保護者

注意

認定には、申請者世帯の所得状況を確認し、<u>同一世帯の方全員(※)</u>の総所得金額が犬山市教育委員会の定める所得基準を満たす必要があります。所得基準は、世帯構成により異なります。

※「同一世帯の方全員」というのは、住民票の世帯を別としている場合であっても生計を一としている方は同一世帯とみなします。

【判断基準】

区分	障害の程度 (学校教育施行令第22条の3の規定による基準)	判定方法	必要書類
視覚障害者	両眼の視力がおおむねO・3末満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は <u>著しく困難(※1)</u> な程度のもの	①身体障害者手帳の等級が2級以上のもの	①身体障害者手帳の 写し
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね60デシベル以上のもののうち、補 聴器等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著 しく困難な程度のもの	②身体障害者手帳の等級が3 ~6級のもののうち、左の基準に該当すると医師が診断したもの	②身体障害者手帳の 写し、医師の診断書 (犬山市指定様式)
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が1に掲げる程度に達しないもののうち、社会生活への適応が著しく困難なもの	療育手帳の判定がAのもの	療育手帳の写し
	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても <u>歩行(※2)</u> 、 筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度の もの	①身体障害者手帳の等級が2級以上のもの	①身体障害者手帳の 写し
肢体不自由者	2 肢体不自由の状態が1に掲げる程度に達しないもののうち、 常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの	②身体障害者手帳の等級が3 ~6級のもののうち、左の基 準に該当すると医師が診断し たもの	②身体障害者手帳の 写し、医師の診断書 (犬山市指定様式)
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して <u>医療(※3)</u> 又は <u>生活規制(※4)</u> を必要とする程度のもの	左の基準に該当すると医師が診断したもの	医師の診断書 (犬山市指定様式)
	2 身体虚弱の状態が継続して <u>生活規制(※4)</u> を必要とする程度のもの		

- ※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。
- ※2 歩行には、車いすによる移動は含まない。
- ※3 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。
- ※4 疾患により、運動や日常の諸活動(歩行、入浴、読書、学習等)及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。

【担当課】

犬山市教育委員会 学校教育課(市役所3階)

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

電話:0568-44-0350(直通) FAX:0568-44-0372 E-mail:070200@city.inuyama.lg.jp

特別支援教育就学奨励費の支給項目の追加について

現在、令和6年度の後期分から特別支援教育就学奨励費の制度変更を予定しています。主な変更点 は次のとおりです。内容についてのお問い合わせは犬山市教育委員会学校教育課までご連絡くださ い。

◆変更点 1◆ 支給内容を拡充します(支給費目の追加)

現在の支給費目に、**通学に要する交通費、職場実習に要する交通費、体育実技用具費**を追加 します。

- ・通学に要する交通費: 心身の発達段階、障害の状態等を理由に徒歩による通学が困難な 児童生徒が、学校に認められた個別の方法により日常的に通学す る場合に必要な交通費
- ・職場実習に要する交通費:中学生が職場実習に参加する場合に必要な交通費
- ・体育実技用具費: 小中学校の体育の授業に必要な体育実技用具(柔道着や剣道道具など) の購入費

▼拡充後の支給費目など(★が追加される項目)

支給費目		対象学年	
		小学校	中学校
1	学用品費・通学用品購入費	全学年	全学年
2	新入学児童生徒学用品・通学用品購入費	1年	1年
3	校外活動費(宿泊を伴うもの)	参加者	参加者
4	校外活動費(宿泊を伴わないもの)	参加者	参加者
5	修学旅行費	6年参加者	3年参加者
6	学校給食費	全学年	全学年
7	拡大教材費	全学年	全学年
8	オンライン学習通信費	全学年	全学年
9	交流及び共同学習に要する交通費	全学年	全学年
★10	通学に要する交通費	全学年	全学年
★11	職場実習に要する交通費	_	全学年
★12	体育実技用具費	全学年	全学年

◆変更点 2◆ 生活保護、就学援助を受給している方も申請が可能になります

生活保護や就学援助を受けている家庭についても、次の費目は特別支援教育就学奨励費から支給されるようになります。

支給する費目は、拡大教材費、交流及び共同学習に要する交通費、通学に要する交通費、職場実習に要する交通費です。

【記入方法】

受給を希望する方 ↓ <申請書兼辞退届> 受給したいので申請します を選択 受給を希望しない方

↓
<申請書兼辞退届>

受給を辞退します を選択